

【質問】

平成 28 年 4 月 18 日付の都道府県柔道連盟（協会）会長宛ての審判委員会からの通知文章にて、(2014-2016) 国際柔道連盟試合審判規定【和訳・ガイド付き】における削除、訂正が、以下の様に行われましたが、第 9 条の削除について、その経緯と解説をして戴くことはできませんか？

◆第 9 条 試合の場所（場内）◆

試合は、試合場内で行うものとする。投技の動作は、両方の試合者が試合場内にいること。

~~少なくとも取が試合場内にいるときに始まらなければならない~~<sup>※注 1</sup>。両試合者が、ともに試合場外にいる場合に施されたいかなる技も無効とする。

~~一方の試合者の身体が少しでも試合場内に触れている場合は、全ての動作が有効であり、試合は継続される。（「待て」は宣告しない）~~<sup>※注 2</sup>。

例外

a) ~~一方の試合者のみが試合場内にいる状態から投技を施し、技を施す過程で両試合者ともに試合場外に出た場合、投技に継続性があるときは技の評価対象とする。~~

~~類似する例として、一方の試合者のみが試合場内にいる状態で、試合場内の試合者が投技を施し、試合場外にいる試合者が瞬間的に返し技を施した場合、その動作に継続性があるときは技の評価対象とする~~<sup>※注 3</sup>。

b) 寝技では、試合場内で抑え込みが宣告された場合、試合場外に出ても抑え込みは継続される。

c) 投技が試合場で決まった後、直ちに一方の試合者が試合場で抑え込み、絞技、関節技を施した場合、これらの技は認められる。寝技の際、受が上述されている技を返した場合、継続性があればその技も認められる。

試合場内で技が始まった関節技、絞技に効力が見られる場合、両試合者が試合場外に出てもしばらく継続させる。

【回答】

(2014-2016) 国際柔道連盟試合審判規定【和訳・ガイド付き】の発刊時直前までは、上記 9 条、例外 a) の示すとおりでありました。

しかしながらその解釈が、2015 年開催の「スペイン・マラガにおける IJF 審判セミナー」で以下の通り変更になり、その後 2016 年 1 月末の「講道館における IJF 審判セミナー」においても改めて確認されました。

『片足、もしくは両足が試合場外のケース』



写真①



写真②

- 青の選手が写真①のように自ら場外に出た場合は、青の選手に「指導」が与えられる。  
白の選手が故意に青の選手を押し出した場合は、白の選手に「指導」が与えられる。
- 写真②のように、青の選手の片足が場外に出ている場合、直ちに攻撃しない、もしくは直ちに場内に戻らない場合は、青の選手に「指導」が与えられる。

《注 1》の削除理由

第 9 条の削除の部分『少なくとも取が試合場内にいるときに始まらなければならない』につきまして、両方の試合者が試合場内にいる場合、あるいは瞬間的に写真②のような状況にあるときに投技の動作が始まらなければなりません。【試合場内に選手がいると判断される定義】

《注 2》の削除理由

『一方の試合者の身体が少しでも試合場内に触れている場合は、・・・』につきましても、両方の試合者が試合場内にいる場合、あるいは瞬間的に写真②のような状況にあるときに投技の動作が始まらなければならないことになりますから、上記『 』内の表現は矛盾してしまうこととなります。

《注 3》の削除の理由

『一方の試合者のみが試合場内にいる状態・・・』ということは、他方の選手は、そもそも場外にいることとなります。いわば写真①の状態となります。写真①の青、白選手の何れかの不可抗力でこの状態になってしまえば「待て」を宣告し、その事由によって青あるいは白の選手に「指導」を与えなければなりません。

従いまして、この状態から一方の選手が技を施しても無効であることは一目瞭然です。

勿論、両方の試合者が試合場内にいる場合、あるいは瞬間的に写真②のような状況にあるときに投技の動作が始まれば、技が施された過程で両試合者ともに試合場外に出た場合も、更に、その後に瞬間的に返し技が施された場合も、投技に継続性があるときは技の評価対象とすることは、従前とおりであります。